

いじめ防止基本方針

宮古島市立下地小学校

1 いじめ防止に向けた基本方針

いじめを未然に防ぐためには、「いじめは人として絶対許されない行為である」ことを学校教育全体を通して児童一人一人に徹底させる必要がある。また、「いじめ」の早期発見に対する校内体制を確立させ、児童が発する危険信号に直ちに対応できる準備を整える。

(1) いじめ防止について

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるために、児童一人一人を大切にす教職員の人権意識の向上を図る。

(2) いじめの早期発見について

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識する。
- ② 教師は、子供の悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて敏感に察知できるよう努める。

(3) いじめへの対応について

- ① いじめが生じた際は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的に対応する。
- ② 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ③ 学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ④ いじめが生じた際は、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行う。(窓口は教頭に一本化する。) 校長は、事実に基づき保護者等に説明責任を果たす。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合においても、その時の指導により解決したと即断することなく、継続して必要な指導を行う。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめへの具体的対応

(1) 児童への対応

- ① 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚を持てる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ② 一人一人を大切にす「わかる授業」を推進し、学習活動で達成感・成就感を味わわせる。
- ③ いじめを行う児童に対しては、毅然とした態度で指導を行うとともに、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ④ いじめの持続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の「観衆」や

「傍観者」の影響が大きいことから、いじめをみたらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりするなど正しい行動がとれるようにする。

(2) 教師の対応

- ① 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ② 教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。
- ③ 児童や保護者からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、親身になって話しを聞き、事実関係を迅速に把握する。
- ④ 児童が発する「いじめのサイン」を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

ア 表情や態度

- ・日常的なからかい ・ふざけ合い ・プロレスごっこ ・乱暴な言葉遣い
- ・使い走りさせられている子がいる ・わざと一緒にはしゃいでいるように見える

イ 個人の行動変化

- ・元気がない ・遅刻しがち、欠席しがち ・休み時間に一人にいる
- ・保健室によく行く ・体調不良を訴える

ウ 個人におこる出来事

- ・服が汚れている ・靴の跡がついている ・持ち物がなくなる、こわされる
- ・落書きさせる ・発言に笑いがおこる

(3) 学校の対応

- ① 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」という土壌をつくる。
- ② 年に3回の教育相談旬間において、児童の実態把握に努める。
- ③ 年に2回いじめ対策啓発週間を設定し、いじめを許さない学校の雰囲気づくりを行う。
- ④ 月に1回の自己振り返り表にいじめに関する項目を設定し、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ いじめを発見した際には、学級担任等の特定の教員で抱え込むことなく、校長を中心に教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応にあたる。

(4) 保護者・地域への対応

- ① 児童が発する変化のサインに気づいた時は、早急に学校へ相談することの大切さを伝える。
- ② 学校HPに本校のいじめ防止基本方針を掲載するなどいじめ問題に関する情報を発信する。
- ③ いじめの問題が起きた時は、学校内だけで問題解決を図るのではなく、保護者・地域、関係機関と連携して取り組む。

4 いじめ防止のための組織

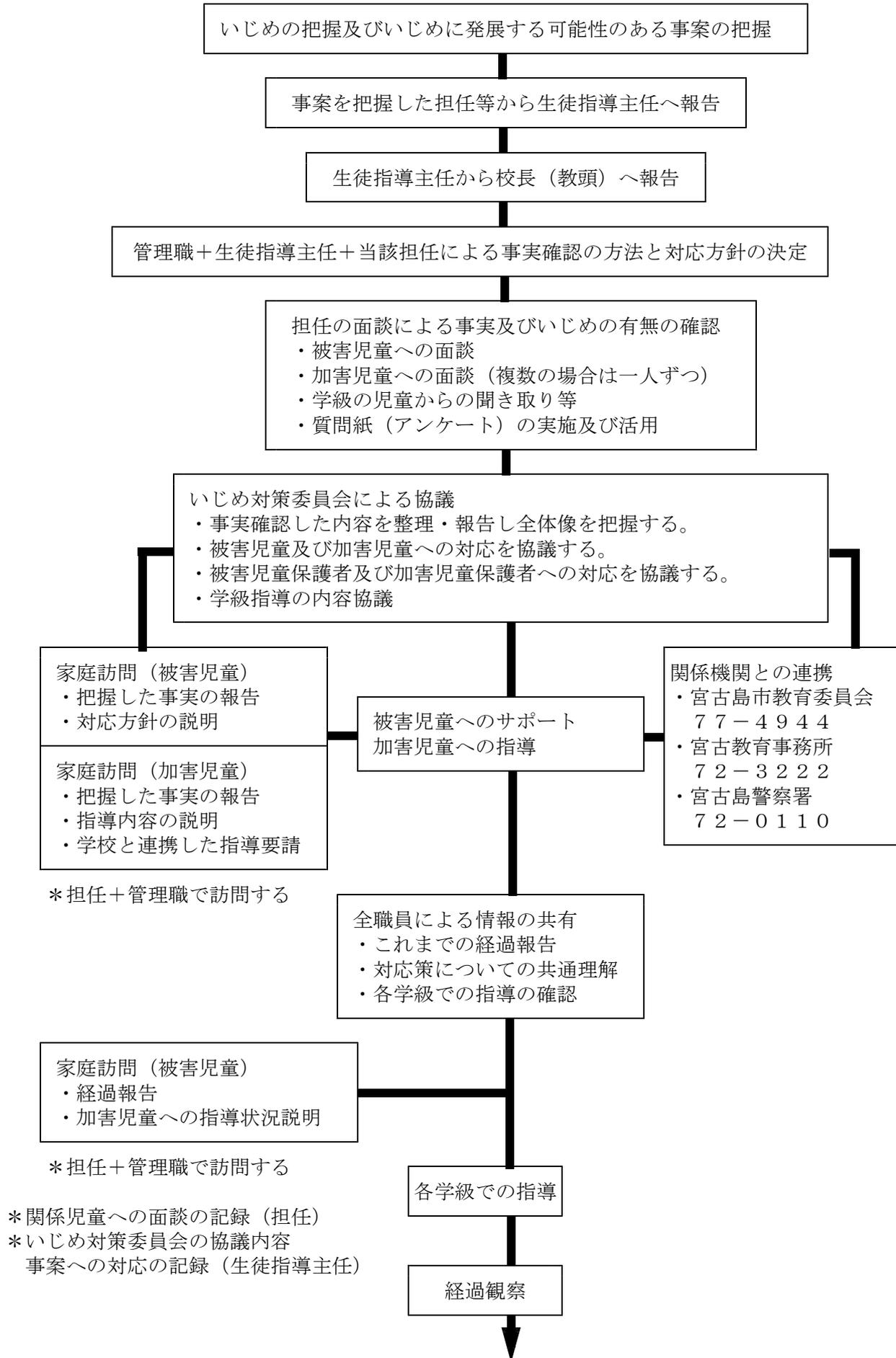
「いじめ対策委員会」を設置して、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、対策を決定する。（いじめ防止対策推進法22条）

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成委員
校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・人権教育担当
当該担任・必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (3) いじめ対策主任には生徒指導主任をあてる。

(4) いじめ対策委員会の主な役割と活動及び関連する学校の教育活動

いじめ対策委員会の主な役割と活動	関連する学校の教育活動
1 いじめの未然防止の体制整備及び取組	・人権を考える日(毎月第1月曜日)
2 いじめの状況把握及び分析	・いじめに関するアンケート(毎月)
3 いじめを受けた児童に対する相談及び支援	・教育相談 4/25～5/18
4 いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援	・いじめ対策啓発週間 5/9～5/13 ・携帯、スマホ犯罪防止教室(5年)
5 いじめを行った児童に対する指導	5/20
6 いじめを行った児童の保護者に対する助言	・教育相談(10/11～10/14)
7 専門的な知識を有する関係者等との連携	・平和集会 6/22
8 教職員研修の実施	・薬物乱用防止教室 6年 6/30
9 その他いじめ防止にかかわること	・学校保健委員会 7/22 12/16
10 年3回の定例会	・三者面談 7/21～7/27
・いじめ未然防止の取組確認(4月)	・非行防止教室(1・4年) 10/12
・いじめに関する状況把握・分析(8月)	・いじめ対策啓発週間 10/11～10/14
・いじめ未然防止の取組総括(1月)	・教育相談(2/6～2/17)
*その他必要に応じて開催	・朝会(エイズ・人権)保健委員会
	12/2

5 いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）



6 重大事案対応マニュアル（いじめにより重大な事案が発生した場合）

